

4. 会 計 3名 保護者の会員から2名
教職員の会員から1名
5. 理 事 若干名
 - (1) 学 級 長 学級会会員から
 - (2) 専 門 部 長 専門部会員から
 - (3) 地 区 長 地区会会員から
 - (4) 教職員代表 教職員の会員から
6. 監 査 2名 保護者の会員から
7. 学校長は、本会の運営に役員として加わります。

(役員の任務)

第11条 本会の役員は次のとおりとします。

1. 会 長 本会を代表して運営の責に当たり、また、会議を招集し
会議の議長を委嘱することができます。
2. 副 会 長 会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行し、
また、各機関の相互の調整に当たります。
3. 書 記 会議の通知を出し、議事の記録をし、保管します。
4. 会 計 本会の会計及び出納事務を行います。
5. 理 事 第20条及び第22条の事項を執行します。
6. 監 査 会計事務の監査を行いその結果を会員に報告します。

(役員の選出)

第12条 役員の選出は、次のとおりとし、総会で承認を受けます。

1. 会長、副会長、書記、会計（以下、総務）は全会員の中から役員選考
委員会が選考します。
2. 理事は、学級委員、専門部員、地区会員とでそれぞれ互選します。
3. 監査は、すべての委員を除き、保護者の会員の中から役員選考会が適
任候補者を選考します。
4. 教職員側の役員は、学校長の推薦によります。

(役員の任期)

第13条 本会の役員の任期は1年間としますが、監査以外は再任を妨げません。

(役員の補充)

第14条 役員に欠員が生じた場合は、次のとおり補充することができます。

1. 役員の欠員補充または代行者の選任は理事会の承認を必要とします。
2. 欠員補充または代行で就任した役員の任期は前任者の残り期間としま
す。

(5) 会計 3名〔保護者2名、学校1名〕

2. 本会に顧問をおくことができます。

- (1) 顧問は、会長が学校長と前年度PTA会長に委嘱でき、かつその者の承
諾を得て、運営委員会の承認を得た者としてします。
- (2) 顧問は、会長の諮問機関として本会の発展に協力すること。

(選任)

第13条 総務役員の選任は、次のとおりとします。

1. 第22条に定める役員選考委員が、久代小学校PTA役員選出規程により役
員候補者を選考します。
2. 役員は総会の承認により選任されます。
3. 会員数の減少により選考に不都合が生じたときは、その都度協議します。

(任期)

第14条 総務役員の任期は、次のとおりとします。

1. 任期は、総会の日から翌年度の総会までの日とします。
2. 前号の規定に関わらず、再任は妨げません。
3. 役員欠員が生じたときの補充は運営委員会に一任し、補充する場合の任期は
前任者の残任期間とします。

(役員の任務)

第15条 役員の任務は次のとおりとします。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括します。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは任務を代行します。
3. P連担当は、川西市PTA連合会の総務役員となります。
4. 書記は、本会の諸事務の記録等に当たります。
5. 会計は、本会の会計および出納事務をおこないます。
6. 文章の保存期間は、原則5年とします。ただし、会長が重要と判断したもの
については、その限りではありません。

第5章 会計監査

(会計監査)

第16条 本会の経理を監査するため、会計監査2名をおきます。

1. 会計監査は、会長が前年度会計に委嘱でき、かつその者の承諾を得た者とし
ます。
2. 会計監査は、決算時のほか必要に応じて本会の事業および経理を監査し、総
会において報告します。